

*法改正の一部に修正を加えました。

平成 27 年版
パーフェクト宅建過去問 10 年間

(3688)

【法改正のお知らせ】

※ページ数の表示がわかりにくいものでしたので、修正いたしました。

平成 27 年 9 月 29 日
平成 27 年 8 月 11 日
平成 27 年 7 月 29 日
株式会社住宅新報社
出版・企画グループ
TEL. 03-6403-7806

【法改正による修正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。なお、今年度の本試験は、平成 27 年 4 月 1 日現在施行の法令等に基づいて出題され、平成 27 年 10 月 18 日（日）に実施されます。

ページ・位置	改正前	改正後
宅建過去問ナビ P9 上 8 行目	又は 4% (同免税業者)	又は 3.2% (同免税業者)
宅建過去問ナビ P21 上 12 行目	免税業者は 4% 上乗せ請求できる)	免税業者は 3.2% 上乗せ請求できる)
問題編 P99 問題 23 の中 5 カ所	平成 <u>26</u> 年	平成 27 年
問題編 P100 問題 24 ②上 1 行目	平成 <u>26</u> 年 4 月	平成 27 年 4 月
問題編 P100 問題 24 ③上 1 行目	平成 <u>27</u> 年	平成 30 年*
問題編 P163 問題 23 上 2 行目	(<u>65</u> 歳未満の親から	(60 歳未満の親から
問題編 P163 問題 23 上 3 行目	可能とする措置) 平成 27 年 1 月 1 日以降改正予定に関する	可能とする措置) に関する
問題編 P163 問題 23 ①上 1 行目	<u>65</u> 歳未満の親から	60 歳未満の親から
問題編 P163 問題 23 ②上 2 行目	いずれかが <u>65</u> 歳以上であるときには	いずれかが 60 歳以上であるときには
問題編 P196 問題 24 ①上 1 行目	「平成 <u>26</u> 年 10 月 1 日	「平成 27 年 10 月 1 日
問題編 P261 問題 27 上 2 行目	(「 <u>65</u> 歳未満の親からの	(「 60 歳未満の親からの
問題編 P261 問題 27 上 4 行目	平成 27 年 1 月 1 日以降改正予定 削除	
問題編 P261 問題 28 ①③	平成 <u>26</u> 年 4 月	平成 27 年 4 月
問題編 P290、291 問題 26①～④ 7 カ所	平成 <u>26</u> 年	平成 27 年
問題編 P292 問題 28①②④ 3 カ所	平成 <u>26</u> 年 4 月	平成 27 年 4 月
問題編 P320 問題 27 ③上 2 行目	平成 <u>26</u> 年 4 月 1 日付	平成 27 年 4 月 1 日付
正解と解説編 P56 問題 37 ウ 下 2 行目	国土交通省告示 <u>100</u> 号第 2	国土交通省告示 172 号第 2

正解と解説編 P85 問題 35 イ 下 3 行目	国土交通省告示 <u>100</u> 号第 3)。	国土交通省告示 172 号第 3)。
正解と解説編 P85 問題 35 ウ 上 2～3 行目	同告示 <u>100</u> 号第 2)。	同告示 172 号第 2)。
正解と解説編 P85 問題 35 エ 上 2 行目	(同告示 <u>100</u> 号第 7①)。	(同告示 172 号第 7 (1))。
正解と解説編 P116 問題 36③下 1～2 行目	国土交通省告示 <u>100</u> 号第 7 第 1 項ただし書)。	国土交通省告示 172 号第 7 (1) ただし書)。
正解と解説編 P118 問題 40①上 3 行目	国土交通省告示 <u>100</u> 号第 4)。	国土交通省告示 172 号第 4)。
正解と解説編 P118 問題 40② 上 3 行目	(同告示 <u>100</u> 号第 4・第 5)。	(同告示 172 号第 4・第 5)。
正解と解説編 P118 問題 40③ 上 2～3 行目	(同告示 <u>100</u> 号第 6)。	(同告示 172 号第 6)。
正解と解説編 P118 問題 40④ 上 3 行目	(同告示 <u>100</u> 号第 7)。	(同告示 172 号第 7)。
正解と解説編 P142 問題 23① 上 1 行目	<u>65</u> 歳未満の親から	60 歳未満の親から
正解と解説編 P142 問題 23② 上 3 行目	<u>65</u> 歳以上であるときは	60 歳以上であるときは
正解と解説編 P142 問題 23③ 上 2～3 行目	～いかににかかわらず, 平成 <u>24</u> 年に <u>1,000</u> 万円, <u>25</u> 年に <u>700</u> 万円, <u>26</u> 年に <u>500</u> 万円拡げる特例	～いかににかかわらず, 良質住宅なら 平成 27 年に 1,500 万円, 28 年に 1,200 万円 (一般住宅の場合, 左記より 500 万円減らした金額等) 拡げる特例
正解と解説編 P142 問題 23④ 上 5 行目	税率は平成 27 年 1 月 1 日以降 10%から	税率は 10%から
正解と解説編 P142 問題 23④ 下 1～5 行目	なお, 相続時精算課税が～予定されている。 削除	
正解と解説編 P153 問題 42 ③上 3 行目	(国土交通省告示 <u>100</u> 号第 4)。	(国土交通省告示 172 号第 4)。
正解と解説編 P182 問題 41 上 2 行目	国土交通省告示 <u>100</u> 号第 2)。	国土交通省告示 172 号第 2)。
正解と解説編 P218 問題 43 ①上 4～5 行目	(国土交通省告示 <u>100</u> 号第 4)。	(国土交通省告示 172 号第 4)。
正解と解説編 P241 問題 27 ④下 1～5 行目	なお, 相続時精算課税が～予定されている。 削除	
正解と解説編 P242 問題 28 ③上 2 行目	平成 <u>27</u> 年 3 月 31 日	平成 30 年 3 月 31 日
正解と解説編 P242 問題 28 ③上 3 行目	平成 <u>26</u> 年 4 月	平成 27 年 4 月
正解と解説編 P249 問題 42 ①上 2 行目	(国土交通省告示 <u>100</u> 号第 6)。	(国土交通省告示 172 号第 6)。
正解と解説編 P280 問題 43 ア上 2 行目	(国土交通省告示 <u>100</u> 号第 3)。	(国土交通省告示 172 号第 3)。
正解と解説編 P305 問題 34 ④上 2 行目	(国土交通省告示 <u>100</u> 号第 7①)。	(国土交通省告示 172 号第 7 (1))。
正解と解説編 P309 問題 44 上 5 行目	国土交通省告示 <u>100</u> 号第 4)。	国土交通省告示 172 号第 4)。

【正 誤】 本書籍におきまして、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
問題編 P263 問題 31 ④上 1 行目	取引主任者証	取引士証
正解と解説編 P52 問題 29 ③下 1 行目	施行規則 16 条の 2 第 7 号)。	施行規則 16 条の 2 第 6 号)。
正解と解説編 P183 問題 42 ④上 3 行目	(31 条の 3 第 1 項, 施行規則 15 条の 2 第 4 号)。	(同法 31 条の 3 第 1 項, 施行規則 15 条の 2 第 5 号)。
正解と解説編 P243 問題 30 ①下 1～2 行目	宅地建物 31 条の 3	宅地建物取引業法 31 条の 3
正解と解説編 P244 問題 31 ④下 1～2 行目	同法施行規則 14 条の 15 第 4 項	同法施行規則 14 条の 15 第 5 項